

動物検疫所入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成21年 6月12日)

開催日及び場所		平成21年5月15日(金曜日) 動物検疫所大会議室			
委員		鈴木 満(弁護士) 青柳 義朗(公認会計士) 吉武 雅子(大学講師)			
審議対象期間		平成21年1月1日～平成21年3月31日			
審議対象案件		15件 うち、1者応札案件3件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件			
抽出案件		8件 うち、1者応札案件3件 (抽出率5.3%) (抽出率100%)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		1件 うち、1者応札案件0件	
		指名競争	公募型指名競争		
			工事希望型競争		
			その他の指名競争		
		随意契約			
	業務	一般競争			
		指名競争	公募型競争		
			簡易公募型競争		
			その他の指名競争		
		随意契約	公募型プロポーザル		
			簡易公募型プロポーザル		
			標準型プロポーザル		
			その他の随意契約		
	物品・役務等	一般競争		14件 うち、1者応札案件3件	
		指名競争			
		随意契約(企画競争・公募)			
		随意契約(その他)			
	(特記事項)				

	意見・質問	回答等
<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p>1. 低入札調査で問題なしとのことであるが、何を確認した結果か。低入札調査基準については、運用が幅広く、施工が可能か否かという観点で見れば、ほとんどが施工可能という判断となることが多いと考えられるが、独占禁止法における不当廉売という見方をすればまじめに価格を出した業者を排除しているという考え方もできる。低入札調査は、次点の応札業者からも積算内訳を提出させ適否の判断とした方がよいと思う。</p> <p>2. 入札業者が同じメーカーに見積を依頼する可能性が高いので、メーカーの意向で落札業者が決まる可能性がある。このような場合は、応札業者をメーカー同士にすることにより、競争性を生かすのが効果的ではないか。</p> <p>3. 競争入札を行うのであれば、少なくとも2者以上の参加がないと成り立たない。1社との随契を競争入札に置き換えているだけというのが現状。他の業者が本当に参加できないのかヒアリングを行ったり、専門家の意見を聞く等の条件整備が必要。今は、国の契約が随意契約から競争入札に移行している過渡期であるので、こういう現況については、農林水産省に意見を上げることも必要。</p>	<p>1. 入札価格の根拠、積算内訳、下請け業者の概況、手持ち工事の状況等を提出させ、落札業者の施工能力、財政基盤等を確認し問題ないと判断した。</p> <p>2. 参考とさせていただきます。</p> <p>3. 調達に先立ち、当所のシステム関係を請け負っている他の業者に実施可能か確認をとったところ、現状のシステムをについての知識が無くリスクが大きいため請負は不可能との回答を得たが、上部機関の指示により一般競争とした。今後、そのような意見をいただいたことを上部機関へ伝えたい。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p> <p><u>[これらに対し部局長が講じた措置]</u></p>		

事務局：

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。